

食品の安全に係わる包括的法律（食品安全新法）制定と
新行政組織設置を求める件

消費者はBSE問題で表面化した事態や各種偽装事件に対して、大きな憤りを持っています。業者のモラルとともに、行政の体質を根本から改める必要があります。BSE問題では、今日的な食品の安全性を確保するには、生産振興の立場とは別個に、「国民の健康」や「食品の安全性」の確保を優先した、総合的な社会システムを確立する必要が改めて明らかになりました。

生産者にとっても、消費者の健康や安全性を最優先することが、消費者との相互信頼や持続可能な農業生産につながるということが、今回のBSE問題の教訓でもあります。また、極度に信頼が低下した表示制度の抜本改革も必要になっています。

現在、政府や国会では、食品の安全に係わる包括的法律（食品安全新法）や新たな行政組織の検討が開始されています。よって、国会及び政府におかれては、これらを検討するにあたり、消費者の参加を保障し、また、消費者の立場に立つ食品安全行政の強化につながるよう下記の事項を推進することを強く要望します。

記

- 1 食品の安全に係わる包括的法律（食品安全新法）の目的に「国民の健康」や「食品の安全性」を最優先に位置付けるとともに、新行政組織は生産振興に携わる行政組織から独立・分離させること。
- 2 リスク分析を法に明示し、特に消費者参加のリスクコミュニケーションを確立すること。
- 3 食品の表示制度について「消費者が商品の選択ができる権利の確保」の観点から、総合的・一元的に見直し、食品全般の生産から流通まで食品の履歴がわかるシステムを整備すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成14年6月7日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
厚生労働大臣
農林水産大臣 様

仙台市議会議長 村上隆志